

7 除却後跡地適正管理補助



空き家解体後の跡地の適正管理を促進するため、市の特産物の苗木の管理に係る経費や舗装等の費用の一部を補助します。

○補助対象となる経費

- ・江田島市特産のオリーブ、みかん、レモン又はイチジクを植樹する場合における苗木の管理に係る経費

※3メートル間隔で敷地の7割以上の範囲に植えたものが対象です。

▶ 定額 **3万円**

- ・敷地前面をアスファルト、コンクリート等で舗装する費用

※耐用年数が10年以上の防草シートも対象です。

▶ 対象経費の1/2
上限 **10万円**



必ず契約前に補助金の申請をしてください。

契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります。

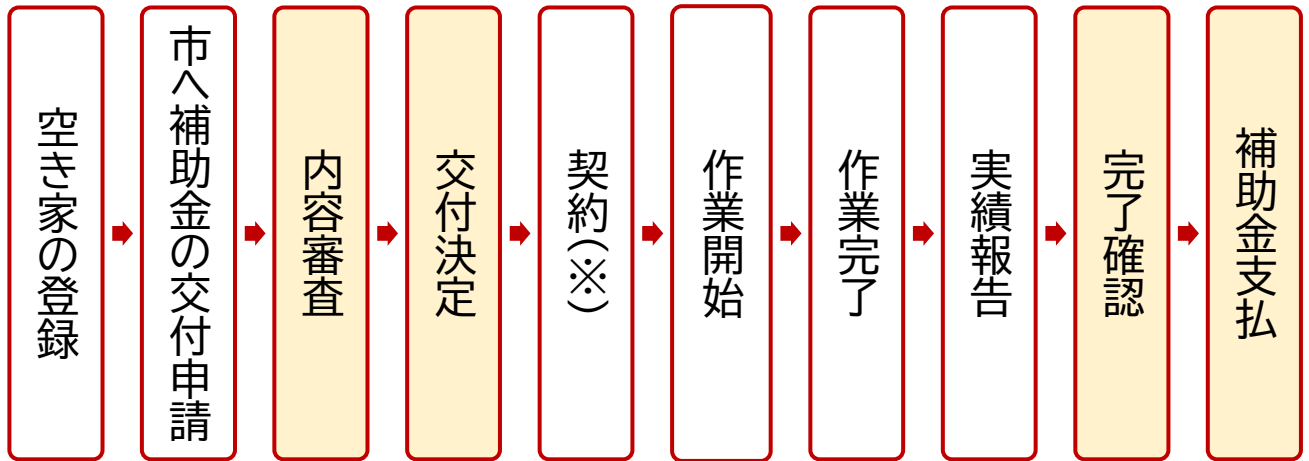
対象者

- 空き家の所有者・相続人、土地の所有者(いずれの場合も個人)
- 市税等に滞納がないこと
- 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること
- 暴力団員等でないこと

対象物件

- 江田島市に登録された空き家を除却した土地
- ※江田島市に登録された空き家とは
半年以上、居住実態のない家屋(長期入院などの場合を除く)について、江田島市に登録の申請がされたものです。
- 解体の対象地番に複数の建物があった場合は、全ての建物を解体してあること
 - 事業完了後におおむね5年以上は管理する物件

補助金申請の流れ



※契約後に金額(見積額)の変更がある場合は、変更申請が必要です。

申請に必要な書類

必ず契約前に補助金の申請をしてください。
契約の後に申請された場合、補助金の交付はできません。

No	必要書類	備考
1	交付申請書	・市HPからダウンロードできます。
2	見積書の写し	・地番・金額が確認できるもの。
3	空き家の現在の所有者が確認できるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可能) ・名寄帳兼課税台帳(市税務課で取得可能) どちらかを提出してください。(コピー可) ※申請者と所有者の続柄が確認できない場合、 戸籍謄本等を提出していただきます。
4	平面図	・植樹の場合、どのような間隔で植えるか分かる書類。 ・舗装の場合、平面図と舗装構成の図面。
5	写真	・施工する範囲を撮影したもの。
6	市税等に滞納がないことを証明する書類 ※申請者本人のもの	・各市区町村の税担当課で取得できます。 ・江田島市に納税義務のある方は、江田島市の書類を提出してください。 ・江田島市に納税義務のない方は、お住まいの市区町村の書類を提出してください。
7	誓約書兼確認書	・市HPからダウンロードできます。
8	空き家登録台帳	・補助金申請時に提出できます。

実績報告時に必要な書類

報告期限: 3月10日まで

- ・事業実績書
- ・領収書の写し
- ・施工前・施工中・施工後の写真

Q 家を解体すると税金があがるの？

A 土地の固定資産税は、増えます。
しかし、建物の固定資産税はなくなります。

問合せ先

江田島市 土木建築部 都市整備課

電話: 0823-43-1647 / メール: toshi@city.etajima.lg.jp